

令和7年3月4日

各介護サービス事業所管理者様

府中市介護保険課長

令和7年4月1日を適用開始とする介護給付費算定に係る体制等の届出について(通知)

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和7年4月から新たな届出項目が追加されます。

各介護サービス事業所におかれましては、届出の必要な場合に該当していないかを確認し、必要に応じて「介護給付費に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)(以下「体制届」という。)」又は「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)」を提出してください。

1 対象事業所

届出種別	体制届が必要な場合	対象となるサービス種別
(ア)業務継続計画未策定減算	令和7年度から届出事項となる右記サービス種別のうち、 <u>減算型</u> として届出を行う事業所(<u>基準型</u> である場合は <u>提出不用</u>)	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・訪問型サービス
(イ)身体拘束廃止未実施減算		・(予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用含む) ・複合型サービス(短期利用含む) ・短期利用(予防)認知症対応型共同生活介護
(ウ)介護職員等処遇改善加算	・区分(V)を算定している事業所 ・区分I~IVを算定している事業所のうち、加算の区分変更をする場合 ・新規に処遇改善加算を算定する場合	・介護職員等処遇改善加算の算定対象となるすべてのサービス種別

2 届出の提出方法

- ・(ア)又は(イ)に該当する場合は、体制届の「特記事項」に減算型を算定する旨を記入して提出してください。
- ・(ウ)に該当する場合は、体制届の「特記事項」に、変更後の区分を記入してください。
- ・「(ア)及び(ウ)」や「(イ)及び(ウ)」のように、2つ以上の項目で届出が必要な場合は、特記事項に併記してください。
- ・本通知の「(別添1)提出する際の記載例」に記載例を載せていますので、必ず確認の上、記載してください。

3 届出の提出期限

【(予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用含む)、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】

令和7年3月末日

【上記以外のサービス(短期利用、訪問型・通所型サービス含む)】

令和7年3月17日(月)

なお、(ウ)については、指定権者に提出後の区分変更に関し令和7年4月15日(火)まで受け付けします。

4 提出にあたっての注意事項

- (1) 毎年度4月1日を適用日とする加算であって事前の届出が必要な加算（サービス提供体制強化加算の変更等）のほか、（ア）から（ウ）以外の項目について異動がある場合は、必ず「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付してください。
- (2) 本通知に記載の届出のみの場合は、体制届のみの提出（「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の添付は不要）で受け付けます。
- (3) （ア）及び（イ）について特段の届出がない事業所については基準型として処理しますが、後に基準を満たしていないことが判明した場合は、令和7年4月に遡って介護報酬の返還となりますので十分留意してください。

担当 介護福祉係
電話 (0847) 40-0222